

YUBISUI NEWS

公益法人版

No. 06
2021

社長と共にふりかえる「ゆびすいグループ」のあゆみ



TOPICS

社会福祉法人の行政監査って
どんなところを見るの？

相続事例

相続した実家を有利に売却するには？

コンサルタントの現場から
新制度園の収支改善

会計担当者からのアドバイス
決算書を用いた経営分析に挑戦！

福祉freee便り

介護業界を読む
年度方針発表していますか？

司法書士の目の付けどころ
役員の競業制限ってどういうこと？

福岡事務所移転のお知らせ



ゆびすいグループ

社会福祉法人の行政監査ってどんなところを見るの? ～労務編～

はじめに

ある日突然、都道府県や市から監査の通知が届き、慌てて準備をされる法人様も多いのではないでしょうか。そこで今回は、通知が来ても慌てることのないよう、監査で確認される労務部分について、最低限ですが普段から準備しておくべき書類についてご案内いたします。

監査の根拠、流れについて

社会福祉法第54条第1項が根拠となり、実際には「社会福祉法人指導監査実施要項」と「指導監査ガイドライン」に基づいて行われます。

監査には一定周期で行われる「一般監査」、運営上重大な問題を有する法人に対して行われる「特別監査」があります。監査で問題を指摘され、従わないでいると公表や行政処分が下される場合があります。また近年、監査の指摘事項を市区町村のHPで公開する自治体も増えています。監査の指摘事項を見て応募を決める職員もいるかもしれませんので、指摘を受けた部分については速やかに改善を行いましょう。

「指摘事項なし」にするための準備

I 採用時に揃えておくべき書類

1. 履歴書

採用時の書類を保管しておきます。

2. 雇用契約書(労働条件通知書)

正規職員、非常勤(パート)職員問わず全員分の書類が必要になります。

記載の内容は下記の項目が最低限必要になりますので、ご確認下さい。

① 労働契約の期間(期間の定めがある場合は更新の判断基準)
② 勤務地、業務内容
③ 労働時間、残業の有無、休憩、休日等
④ 賃金の決定、締め日支払日、支払方法、昇給の有無
⑤ 退職に関する事項
⑥ 雇用管理の改善に関する相談窓口(パートのみ)



3. 労働者名簿

住所や氏名変更の際、更新を行いましょう。

4. 資格証

新卒採用した方について、見込証明書のまま保管しているケースが多くあります。

必ず、資格証の写しを保管下さい。

また、氏名変更した方は反映する必要がありますのでご確認下さい。



社労事業部 特定社会保険労務士
山本 裕貴

5. 健康診断結果票

新卒採用した方について、学校で受診したものをそのまま保管しているケースが多くあります。雇い入れ時は項目を省略できず不十分であるケースが多いので、採用前3ヶ月以内に改めて採用時健康診断を受けて頂き提出させ、保管します。

6. 辞令

採用辞令を発行します。

押印が漏れているケースがありますのでご確認下さい。

7. 通勤手当申請書(経路図)

手当を出すにあたり、申請書が必要になります。

自宅から園までの経路図も忘れず添付しておきましょう。

通勤災害の際にも必要になります。

8. (住宅手当、扶養手当を支給している場合)手当申請書

申請書に付随して、住民票や賃貸契約書を併せて写しを保管しておきます。

特に賃貸契約書の期限が切れていないかご確認ください。



II 年度替わりに準備すべき書類

1. 辞令の発行

年度替わりに昇給や異動が発生した場合、下記辞令を発行します。

①給与辞令	昇給などで給与が変更となった場合に発行
②職務(役職)辞令	職務(役職)が変更された場合に発行

2. 1年契約の職員の契約書の更新

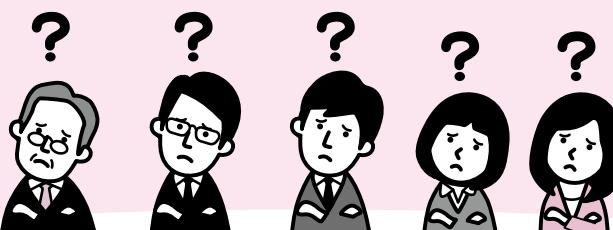
契約期間が切れる前に、契約期間のある職員については更新を行います。

更新の際には面談を行いましょう。

3. 就業規則、給与規程、育児介護休業規程その他規程類

最新の法律の内容が定まっているか、内容が古くなってしまっており現在の運用と違っているところはないか、最低でも年に1回は見直しを行いましょう。

特に育児介護休業法は令和3年1月1日に法改正が行われておりますので、規程改正が必要となっています。



次ページへ →

4. 協定書類の整備

法人運営には規則類だけでなく、様々な協定書が必要になります。下記協定書は最低限準備しておきましょう。

①時間外(36)協定	年に1回作成し、監督署に届け出を行います。
②1年単位の変形協定	1年単位の変形労働時間制を適用している事業所は、作成し監督署に届け出を行います。
③賃金控除(24)協定	給食費等、保険料及び税金関係以外を給与天引きしている場合に協定します。届出不要。
④給与口座振込協定	給与を銀行振込する場合に必要です。届出不要。本人との同意書も必要になります。
⑤育児介護休業協定	育児介護休業の取り決めの際に必要です。届出不要。

III 普段から整えておくべき書類

1. 賃金台帳

給与規程との整合性が取れているか確認します。また時間外手当等の変動項目について計算式が給与規程と合っているか、確認しましょう。

2. 出勤簿(タイムカード)

押印、打刻もれがないか確認します。また時間外や有給管理簿との整合性を確認します。

3. 時間外命令簿

押印、記入漏れがないか確認します。また賃金台帳や出勤簿と整合性が取れているか、確認します。

4. 年次有給休暇届(管理簿)

労働日についての有給取得になっているか確認します。また年10日以上有給を付与されている方については、5日以上取得できているか確認します。

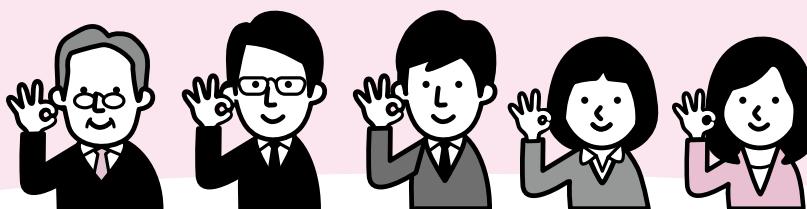
5. 出張関係書類(命令簿、旅費精算書等)

出張命令日について命令簿で残しているか、また旅費精算において旅費規程と合っているか確認します。

まとめ

今回記載させていただいた内容が全てではなく、市区町村によって内容は異なりますが、最低限これらを揃えて頂くと指摘を受けにくくなるかと思われます。

また各書類とも、現行の貴法人の運営方法と整合性が合っているかという点も重要になりますので、監査通知が来てから確認するのではなく、今の時点で一度確認してみては如何でしょうか。



相続した実家を有利に 売却するには? （空き家特例の活用方法）



相続専門部 部長
社員・税理士
藤野 直志

1.はじめに～空き家特例とは?～

一人暮らしの親が亡くなり実家を相続したものの、自分で建てた持ち家があるため、売却されるケースが数多く見受けられます。こんな時ぜひ活用を検討したいのが空き家特例です。

不動産を売却した場合、売却益（＝売値-買値）に対して所得税15.315%と住民税5%の合計20.315%の税金がかかります。空き家特例は、売却益から3,000万円を控除することができる特例で一般的な住宅の場合、譲渡所得は0円となり税金はかかりません。

近年、老朽化した空き家が放置され景観や治安の悪化、倒壊、火災発生等のリスクが問題になっています。このような空き家の発生を税制面から抑制するための制度が、空き家特例なのです。

2.売り方を誤ると適用できないケースも…

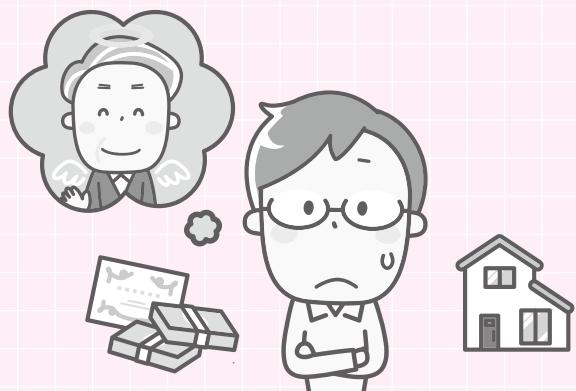
空き家特例を適用するための主な要件は下記の通りです。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ① 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。 | ② マンション等の区分所有建物でないこと。 |
| ③ 亡くなられた方が一人暮らしをしていた家屋であること。 | ④ 耐震リフォーム後、又は建物を取り壊した後に譲渡すること。 |
| ⑤ 相続時から3年目の年末までに売却すること。 | |

他にも細かな要件がたくさんありますが、ここで注意したいのが上記④です。不動産を売却する場合、建物が建った現状のまま売却するケースが多いため、不動産屋の言われるがまま売却てしまい、適用できないケースが後を絶ちません。売却後に買主が建物を解体しても適用できません。弊社に相談に来られるのは売却後の確定申告の時期なので後の祭り…。残念ながらどうすることもできません。

3.売却前にご相談を!

ゆびすいグループでは不動産業者の手配から、その後の確定申告まで責任を持ってお引き受けいたします。思い出のある大切なご実家の売却を少しでも有利に、かつ円滑に進めるために不動産をご売却される際は、ぜひ事前に弊社の担当者にご相談下さい。

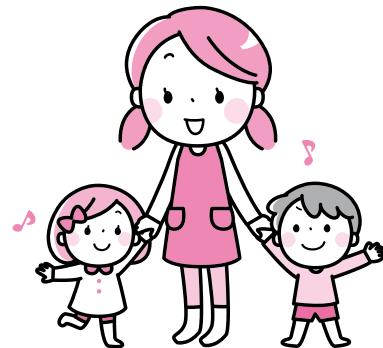


新制度園の収支改善

昨年度の後半を過ぎたあたりから、「赤字で困っている」というご相談をよく受けるようになりました。このような案件を公益法人さまでは収支改善と言いますが、原因と対策を簡単にご紹介します。

【収支バランスが崩れる要因】

- ①人件費率の上昇
- ②人材獲得費用の上昇
- ③利用定員と実定員の大きな乖離



①人件費率の上昇

人件費率が上昇する要因は、論理的に考えると以下の3パターンに集約されます。

A 収入が低い

B-1 人件費が高い→1人当たり人件費が高い

B-2 人件費が高い→雇用している人数が多い

A 収入が低い園さまに見受けられる課題は、「加算の取り漏れ」です。園児数と教職員名簿を提出すれば、自治体が自動的に算出してくれる地域の場合は、自治体の算出が間違っていないかを確認する必要があります。逆にどの加算を取得できるのか申請する地域では、正しい知識で、正確な申請を自分たちでする必要があります。
どちらにしても「公定価格のルール」をしっかりと理解する必要があるのですが、いかんせん難解なルールとなっており、対応できていない園さまをよくお見掛けします。

B-1 このパターンは、改善が少し難しいパターンです。過去の処遇改善の対応に失敗して過度な昇給をしてしまったパターンと、ご親族の方が多く働いているパターンに分かれます。企業の場合は思い切った賃金引き下げに踏み切る事もありますが、新制度園の場合現在の処遇改善I・IIのルールだと、賃金の引き下げをすると処遇改善ももらえなくなるために、本当に打つ手がないケースが出てきます。給与は上げすぎないようにくれぐれもご注意下さい。

B-2 実はこのパターンが一番多いケースです。公定価格及び加算で廻ってくる人件費分以上の人員を抱えてしまうと、どうしても収支は悪くなってしまいます。こちらもAパターンと同じく、「公定価格のルール」をしっかりと理解して、園で雇用できる人数を算出する必要があります。

経営コンサルティング事業部
M&Aシニアエキスパート
石川 泰令



②人材獲得費用の上昇

近年、保育士（保育教諭）の有効求人倍率は高水準を維持しており、慢性的な人員不足の傾向が続いています。また若い教職員さんの働く価値観も変化してきており、この変化に対応できない施設さまでは、離職率が高止まりしてしまっています。

急な離職や、大量離職などによって、求人を行っても中々自前では人が集まらず、人材紹介会社や派遣会社を頼らざるを得ないというケースが増えています。紹介会社ですと年収の25～35%が手数料となりますし、派遣を依頼すると直接雇用する場合の1.5～2倍の時給が必要となります。

この費用が非常に膨らんでしまい、収支を圧迫している園さまにおかれましては、まず一度、上記の様な金額が一体どれくらいに膨らんでいるのかを把握して下さい。個人的には今の時代勘定科目の一つとして「人材獲得費」をきちんと管理した方が良いのではないかと考えています。

解決策としては、勇気をもって人材獲得費用を「貢上げ」に回すという打ち手があります。人材獲得の為に多額のお金を使うのであれば、給与を底上げし、人材の定着率を上げていく方が、収支の安定や良い教育・保育の提供にも役立つのではないでしょうか。

③利用定員と実定員の大きな乖離

このパターンも大きく2つに分かれます。

一番苦労するのは「0歳児」の枠を持っていらっしゃる園さんで、「0歳児の入園時期が遅くなる、若しくは充足しない」というパターンです。ご存じの通り0歳児は1:3の人員配置となっている為、0歳児に1人でも欠員が出てしまうと、大きな赤字要因になります。人員配置の比率で考えると、0歳児で1人欠員がでるということは1/3の人事費をロスするということになるので、3歳児でいうと5人、4～5歳児でいうと10人の欠員が出ている事と同じダメージを受けます。

もう一つのパターンは、純粋な定員割れのパターンです。地域柄人口減少地域もありますし、近隣に新たな施設ができるというようなパターンもあります。純粋な定員割れの場合、短期的に見ると「利用定員を下げる」事によって収支は安定するのですが、「自治体がこれを認めにくい」ケースや、「来年はまた集まるかもしれないから、下げたくない」というケースがあると感じています。

自治体が認めにくいケースは、残念ながら自治体と継続的な話し合いをしていくという地道な方法しかありません。もう一つの「来年は集まるかもしれない」というケースの場合は、判断に悩ましい所ではありますが、コンサルタントとしては「1年間園児募集に力を入れて、それでもダメであれば利用定員を下げるという決断をして下さい」とお伝えしています。

全国的な未就学児の人口減少のデータを拝見していると、長期的に見ると幼稚園・保育所・こども園、どの施設類型であるかには関わらず、園児数は減少していく地域がほとんどです。単年度の収支と長期的な期待値のバランスを取りながら、「利用定員枠を下げていく」という難しい判断が経営者に求められる時代になっています。

コンサルティング事業部では、上記の様な収支改善へのアドバイス業務も行っております。判断に悩む・他園の事例を知りたいというお客様がいらっしゃいましたら、是非コンサルティング事業部にお声がけ下さい。

社長 × 若手実力派社員

ゆびすいニュースも創刊から次号で100号を迎えるということで、創業75年の節目に新社長に就任した臼間社長とともに、改めてゆびすいグループの歴史をふりかえってみたいと思います。

経営理念はどう生まれたか?

石田: ゆびすいの社名は、創業者の苗字だと聞きました。臼間さんは創業者の指吸千之助さんとはお会いになられた事はあるんですか?

臼間社長: 残念ながら、私は直接お会いした事はありません。昭和59年の入社なのですが、創業者の指吸千之助さんは昭和55年に亡くなつておられました。

大元: 社名の由来でもある創業者を知らない、初めての代表と聞きました。

臼間: そうですね。ただ、私が入社した当時はまだまだ指吸千之助さんの時代に入社した先輩方がたくさんいましたので、いろんなエピソードを聞かされました。そのほとんどが優しいお人柄をあらわすものでした。

石田: 「顧問先と共に繁栄する」という経営理念は指吸千之助さんの時代に作られて、受け継がれないと聞いたことがありますか、どういった方だったのでしょうか?

臼間: 当時はまだ税理士や公認会計士という資格はなく、創業者の指吸千之助さんは「計理事務所」という名称でスタートしました。当時の計理士はお客様が事務所へ訪ねてきて帳簿を見るのが普通だったようですが、指吸さんは先生然とすることなく、遠方でも自転車に乗ってお客様のところに出向く気さくさが、多くの信頼を得て、顧問先がどんどん増えていったそうです。

大元: コロナが流行る少し前から、会計業界でも、ゆびすいのように私たちがお客様に伺う巡回型ではなく、お客様に来てもらう来所型が流行りつつあるようでしたが、ゆびすいが巡回型であるのはそういう理由なんでしょうか?

臼間: そうですね。巡回型というかもう少し広くとらえると、「お客様に偉そうにしない」という考え方は指吸さんの時代から受け継がれているゆびすいの文化だと考えています。我々士業はともすると先生と呼ばれ、勘違いしてしまうことがありますか、そのようなことの無いように強い意識を持たなければなりません。

石田: そういう意味では昨年から、新型コロナの影響で、ZoomやChatworkの導入など、巡回に行かないサービス提供が増えているのは、悪いことなのでしょうか?

臼間: 判断が難しい部分にはなりますが、巡回型の本質はお客様の元に伺う事だけでなく、お客様としっかりとコミュニケーションを取る事・真摯に向き合う事で、税務・会計だけでなく広くお客様の相談に乗る・お悩みを解決するという、ワンストップサービスの提供、またそれによりお客様の繁栄のご支援をする事ではないかと考えています。そのように考えて、巡回に制限が掛かってしまった状況で、コミュニケーションや情報発信を充足するツールとして、ZoomやChatworkを導入しました。

大元: 確かに、巡回ができない中でも、手軽にお客様とコミュニケーションを取る事ができるので非常に便利になりました。

石田: でも、ITが苦手なお客様もいらっしゃるので、課題も残っていると感じます。

臼間: そうですね、実は私もそれほど強い方では無いので、最初は苦労もしました(笑)

臼間: ただし国もDX(注:デジタルトランスフォーメーション)を推進していますし、今後のお客様の繁栄を考えた場合にも、お客様に新たなITツールに慣れていただくことが常に重要な事だと考えています。ITが苦手なお客様にご負担



ゆびすいニュース 座談会 2021年3月16日

を掛けないようにしつつも、少しづつそのような方向に導くご支援も必要だと考えています。

石田：なるほど、やはりIT化やDXの波に乗る事は重要だということですね。

白間：ただね、それが一概に紙やアナログを否定するものではないとも考えています。例えば今回のこの企画は、ゆびすいニュースの企画ですよね。ゆびすいニュースは昭和61年の創刊から続く、ゆびすいの社外報です。管轄してくれている広報委員会では、一昨年、紙での発刊でなくデータでの提供に変えたらどうかという議論があったと聞いています。ただし、長年読んで下さっているいわばファンの方を大勢持つ雑誌です。これはデータではなく「紙」でお届けする、何と言うか温かみと言うか丁寧さをお客様にお伝えした方が良いのではないかと思います。

情報発信 × アイディア

大元：なるほど、そういうバランスも大切なんですね。情報の提供という意味では、今期の年度方針にも情報発信という単語が入っていますし、昨年から堺事業部の若手が流行りのSNSであるインスタグラムも始めています。これはどのような経緯で始まったのでしょうか？

白間：インスタグラムは社内の「やりたい事企画」の公募に出てきた案件で、それが採用されて有志で始めてくれています。

石田：「やりたい事企画」というのも、ゆびすいの伝統だと聞いたことがあります。

白間：この企画自体はそれほど昔からあるものではないですが、社内の風通しを良くして、新しいアイディアをどんどん採用していくという考え方・伝統も指吸さんの時代から受け継がれている文化です。

大元：そういえば、指吸さんは学校も作ったと聞いた事があります。

白間：専門学校や高校も経営していた時代があるそうです。当時は人手不足で顧問先の経理の人を採用するのが難しい時代だったので、顧問先の人手不足を解消するために専門学校を開設したと聞いています。その後、保護者から高校を作つて欲しいとの要請を受け、高校の認可を取つたそうです。それが今の大阪商業大学附属堺高等学校の前身の高校です。

大元：時代のニーズを見て、新しい事にチャレンジするというのは凄いですね！

白間：ええ、その他にも、日本の会計事務所としては相当早い時期に、コンピューターを導入したり、学校法人会計や社会福祉法人会計の黎明期に、制度作りを手掛けたりと、新しい事をどんどんやっていったという歴史があります。ゆびすいグループの発展や、お客様へのより良いご支援の為には、今後も新しい事にどんどん挑戦する必要があります、その為に「やりたい事企画」を継続しています。

石田：なるほど、そういった歴史があったんですね。学校法人会計や社会福祉法人会計のことについても教えて欲しいです。

白間：話すと長くなりそうなので、またの機会にしましょう。大元さんはそろそろ巡回の時間があると言っていましたし。

大元：はい、今日はそろそろ行かないといけません。また是非続きも聞かせて下さい。

白間：この企画を最初に聞いた時は、何を聞かれるのか少々不安でしたが、今回のように、会社の理念や組織風土をふりかえる事や、みんなに伝える事も大事ですね。

石田：はい、お話し伺えて良かったです。

大元：私たちも、指吸さんや諸先輩方が作つて下さった、良い伝統や文化を守りつつ、新しい事をどんどんしていきたいと思います。

白間：はい、嬉しい言葉が聞けました。お客様の繁栄の為に、みんなで頑張りましょう。

(注 DX:デジタルトランスフォーメーション
進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念)





会計担当者からの
アドバイス

決算書を用いた経営分析に挑戦! ～社会福祉法人編～

■はじめに

そろそろ皆さんのお手元に決算書が届き始める時期となりましたが、皆さんは法人の経営状態を把握する際、どのような指標を使っておられますでしょうか。

「昨年度より貰える補助金が増えた!」「銀行通帳の残高が去年より多くなっている!」など、法人独自の確認方法があるかも知れませんが、今回は「決算書」の一部を使ってご説明したいと思います。

令和2年度決算が既に終えられてお手元に決算書があるようでしたら、是非照らし合わせて確認していただけると幸いです。

■決算書の主要な項目について

社会福祉法人の決算書は「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」の計算書類に加えて、必要に応じて作成された附属明細と財産目録により構成されています。

法人の資金の流れを確認する場合には「資金収支計算書」、損益の状況を確認する場合には「事業活動計算書」、資産・負債・純資産の残高を確認する場合には「貸借対照表」を使います。今回は「資金収支計算書」を使って1年間のお金の流れがどのように構成されているか、経営状態を把握するための一つの判断材料である収支についての概要をご説明したいと思います。

■資金収支計算書の各項目における収支について

資金収支計算書には「事業活動による収支」「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」の3つの収支項目により構成されています。各項目による資金の収支増減と、全ての項目を合算した資金の収支増減(当期資金収支差額と言います。)をそれぞれ確認することができます。

「収支差額」と書かれていると全てがプラスになっている方が良いように感じるかもしれません、実はそうではありません。それぞれの項目における収支についてご説明いたします。

①事業活動による収支

社会福祉事業・公益事業・収益事業など、法人の主軸となる事業の収支状況を表しています。特筆した理由がない場合、この収支差額がマイナスになってしまう法人は運営における改善点がどこにあると想定されます。何らかの要因により補助金・給付費などの収入金額が見込額より過少になってしまっていないか、人件費支出や経費支出が見込額より過大になっていないか、今一度検討し直す必要があります。

②施設整備等による収支

固定資産の購入に関する収支や、購入するための融資に関する収支状況を表しています。

固定資産を購入するための補助金・寄附金収入に加えて金融機関などからの融資を受けた場合、「収入」に表記されます。

固定資産を購入した場合や、購入するために受けた融資の返済をした場合、「支出」に表記されます。

固定資産を購入した年度は、財源となる補助金・寄附金・借入金収入金額が購入金額を上回ることが無い限り、この項目における収支差額は通常マイナスになることが想定されます。

東日本事業部
山中 涼右



③その他の活動による収支

法人運営に関する貸付金・借入金の収支、積立資産の積立・取崩額に関する収支、他部門に対する資金の受入・拠出を行った場合の収支状況を表しています。

運営資金の融資を受けた場合や、積立資産の取崩し、他部門から資金を受入れた場合は「収入」に表記されます。

逆に、融資の返済、積立資産の積み立て、他部門に資金を拠出した場合は「支出」に表記されます。

この項目においては収支差額がプラス、マイナスだけで良いか悪いかが判断できるものではなく、収支差額要因を探る必要があります。例えば、この項目の収支差額がマイナスであっても、その要因が将来の支出に備えた積立資産への積立額によるものであれば、経営努力を反映したひとつの指標だと捉えることが出来ます。逆に事業活動による収支の損失を補填するために積立金を取崩したからプラスになっているのであれば、それは法人にとって課題点になりうる要因となります。

④当期資金収支差額合計

上記①～③の収支差額の合計金額がこの項目に計上されます。ここがプラスであれば黒字経営、マイナスであれば赤字経営を意味します。

主な収支差額の要因が事業活動、施設整備等、その他の活動のいずれであるかにより、意味合いが変わってきますが、一つ言えることは事業活動による収支差額が当期資金収支差額の主な増加要因に繋がっていないと健全な経営状態ではありません。

施設整備などで融資を検討する場合、毎年の返済額を事業活動収支差額の範囲内におさめておかないと資金がいずれ枯渀してしまうので、事前段階において慎重に検討してください。

■さいごに

社会福祉法人は電子開示システムを用いて決算書を公開する義務があります。決算書が分析できるようになってくると、自法人の決算書を分析するだけでなく、同じ地域や同じ規模の他法人の決算書と比較をして、経営の課題点を見つけ出すことや、厚生労働省が発表している経営実態調査結果と照らし合わせて、法人の経営状態が全国平均を上回っているかどうかを判断することができます。新型コロナウイルスや少子化の影響により、将来の経営不安を抱えられている法人様が多いかとは思いますが、まずは決算書を分析して適切に現状を把握する事により、将来の経営不安解消に少しでもお役立て出来たら幸いです。





決算です。早いもので5月になりました。社会福祉法人の皆さまは決算の真っ最中ではないでしょうか。今回は、日々の業務が忙しく、決算がバタバタするなどお悩みの皆様や業務の効率化を図りたい皆様に、福祉freeeの機能の紹介及び導入してみてどう変わったのかお客様の声を交えて事例を紹介します。

機能紹介

前号では自動で経理について紹介しましたので、今回はインポート機能の紹介をします。freeeでは様々なデータのインポートができます。

①銀行明細のインポート

銀行口座の同期をしたいけど、ネットバンキングをしていない等の理由から同期できない。
→そのような時には通帳をそのままエクセルに写しましょう。作成したエクセルをCSVに出力し、freeeへインポートすることにより同期した状態と同様の状態にすることができます。

②現金出納帳のインポート

現金出納帳をエクセルで作っており、同じ内容をシステムに手入力しなければならない。
→そのような時にはエクセルを加工し、CSVに出力しfreeeへインポートすることにより再度入力する手間が省けます。

③様々な取引データのインポート

別のシステムで管理している収入などのデータを会計システムに手入力している。
→そのような時にはそのシステムからCSVを出力し、そのCSVを加工し、freeeへインポートすることができます。

事例紹介

お客様の声① 「経理業務へかかっていた時間が14分の1になりました」

【通帳の記帳】

- Before** 通帳を記帳するために銀行に行っていました。
After 銀行口座の同期によりシステムに取引内容が取り込まれるため、通帳の記帳のために銀行に行く必要がなくなりました。



【入力作業】

- Before** 記帳した通帳をもとにシステムに手入力していました。
After 以前紹介した「自動で経理」の機能により手入力の必要がなくなりました。また自動で金額も取り込まれるため転記ミス、入力ミスもなくなりました。

【作業場所】

- Before** システムがインストールされたPCがないと作業できませんでした。
After クラウドのシステムのため、スマホ・タブレットでいつでもどこでも作業できるようになりました。

お客様の声② 「多人数で入力作業が出来るようになりました」

- Before** 帳簿内容など事務職員に見られたくない部分があるので会計責任者の私が全ての経理業務を行っていました。
After 現金のみの入力、A部門のみの入力など作業に制限を設定できるため、入力作業の分業が可能になりました。



お客様の声③ 「会計データのやり取りがなくなりました」

- Before** 複数施設を運営しており、各園のデータを合算させる作業に時間がかかっていました。
After クラウド型のシステムであるため合算させる必要がなく、作業時間を削減できました。顧問税理士もシステムにアクセスできるため顧問税理士とのデータの受け渡しもなくなりました。仕訳にコメントも入力できるためコミュニケーションの機会も増えました。



お客様の声④ 「証憑書類を探し出す必要がなくなった」

- Before** 取引内容の詳細が知りたいときは証憑書類を探し出し確認する必要がありました。
After 福祉freeeでは取引に領収書などのデータを添付することができるため、証憑書類を探す必要がなく、システム内で内容の確認ができます。

福祉freeeを導入し経理業務が楽になったとのお声を多数いただいております。

「日々の日次処理が追いついていない」「効率化を図りたい」etc、、福祉freeeを導入して一緒に経理業務に革命を起こしませんか。経理業務に革命を起こしたい方は下記までご連絡ください。

福祉freeeサポートデスク

(TEL:050-2018-7267, Mail:wf-sp@yubisui.co.jp)

無料相談・お問い合わせフォームQRコード⇒



介護業界を読む

年度方針発表していますか？

経営コンサルティング事業部
中小企業診断士
石田 竜佑



介護業界は他業界と大きく違う！

私が介護専門部に所属して施設と関わるようになって他業界と明らかに異なると感じたのは、現場の職員に「年度」という意識が希薄であることです。幼稚園・保育園業界は園児の学年が上がりますし、一般企業は在庫の整理や営業の評価の区切りなどで一般従業員にも区切りの意識があるものです。しかし介護業界では経営層や管理職クラスには区切りの意識があっても一般職員にはその意識が低く、日々の業務を延々とこなし、何も変わりなく過ぎ去っていく傾向にあります。

「年度」の意識がないと・・・

年度の意識がないと職員に課せられた業務は緊急性の高い日常的な目の前の業務のみです。これを「日銭(ひぜに)業務」と言います。これに対して緊急度は低いが重要度が高い業務、施設を安定成長させるために必要な業務があります。これを「戦略業務」と言います。日銭業務は今日明日の運営に必要な業務なので怠る施設はないと思いますが、戦略業務は緊急性が低いのでいくらでも後回しにできます。しかし、戦略業務を怠ったツケはボディーブローのように効いてきます。例えばマニュアル作りも戦略業務です。今はなくてもいいが、いざという時になると困ります。外部機関と関係性を強化することや人材育成、業務効率化など、戦略業務は日銭業務と比較しても非常に多岐にわたります。

毎日頑張りながら設定した 将来のゴールに向かう

年度方針発表の内容の多くはこの戦略業務です。昨年度を振り返り、それを踏まえて次の1年間で施設は何をしようと考えているのか。そのためにはどのような行動をしないといけないか。そこで必要なのが「いつまでに」という期限です。これの多くが年度となります。この1年間で施設は目標のために組織をどうするのか、職員には何をお願いするのかを伝える機会です。方針や特色を職員が感じなければどこで働いても一緒です。結果的に方針発表で特色を打ち出すことは職員の定着とやる気にもつながります。

多長根の年度方針発表

年度方針発表の内容は多面的で長期的で根本的（多長根といいます）であるほど人を動かす説得力が高まります。過去はどうだったのか、そしてこれからどうなっていくのかを内部環境だけでなく外部環境も調査しあらゆる角度から検討する。年度目標が3年後・5年後の中長期目標に基づいている。さらには計画が施設の根本的な問題解決につながっている。第三者であるコンサルタント等の外部関係者を招いて方針発表会の中で話してもらうのも効果的かと思います。

方針発表を実施していない、もしくはもっと充実したものにしたいとお考えの施設様は、弊社コンサルタントにお声がけください。



登記事業部
司法書士
神田 雄樹

役員の競業制限って どういうこと?

昨年、私立学校法が改正され、「役員の競業の制限」が加わりました。

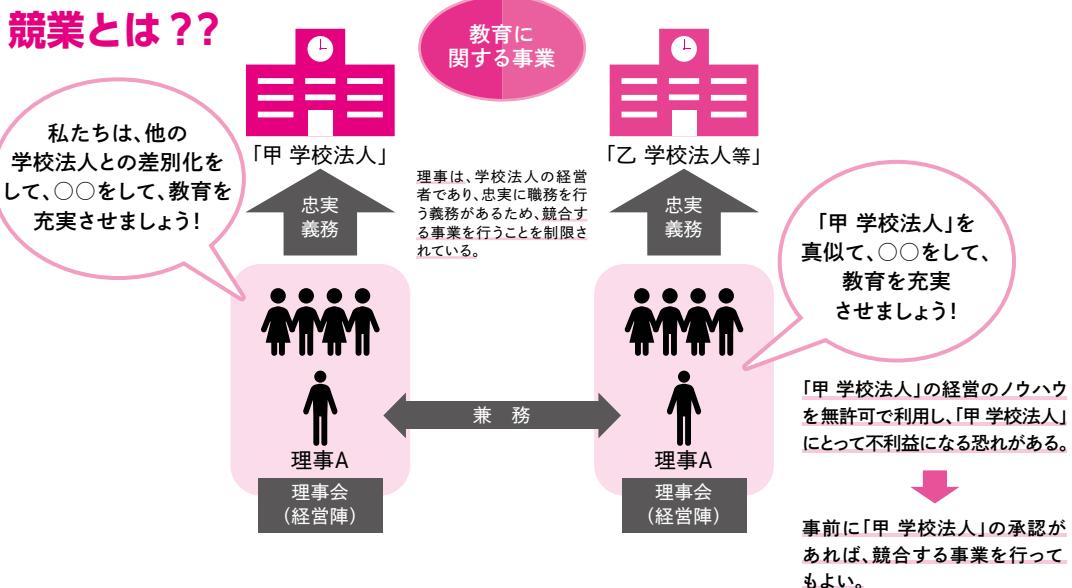
この「競業の制限」については、非常にイメージしづらく、わかりにくいというご質問をよくいただきます。確かに、幼稚園を運営されている学校法人様の場合、あまりこの競業ということがイメージしづらいかと思いますので、イメージのしやすい一般企業を例にとって、お話ししてみたいと思います。

例えば、○○自動車で働く方が、△△自動車と兼業で働く場合を考えてみてください。

この場合、○○自動車の技術を知らぬ間に△△自動車にもっていってしまう可能性が考えられます。逆も然りですよね。このように、同じ業種で兼業をすることは、法人としては、あまり好ましくない結果が生じる可能性があります。よって、企業では、競業自体が「制限」ではなく、「禁止」されることが多くなります。

この企業の考え方が学校法人にも適用されることになりました。

★競業のイメージ図



上記の図では、不利益になることにのみスポットを当てていますが、他法人のいい部分を吸収していく、相乗効果が生まれれば、双方にとって、いい結果をもたらす場面もでてくるでしょう。よって、法人が競業の承認を行えば、競業は禁止されません。

非常にイメージがしづらい競業の制限ですが、議事録には承認した事実を残すことが好ましいとされています。議事録の作成についても、ゆびすいにてお手伝いいたしますので、お気軽にご相談ください。

福岡事務所 移転のお知らせ



当グループでは3月に福岡支店を移転しましたので、お知らせいたします。

これを機に職員一同気持ちを新たにして、一層業務に精励し、皆様のご期待に添えますよう努力いたす所存でございます。何卒、今後とも旧に倍するご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

[新住所]

〒812-0011

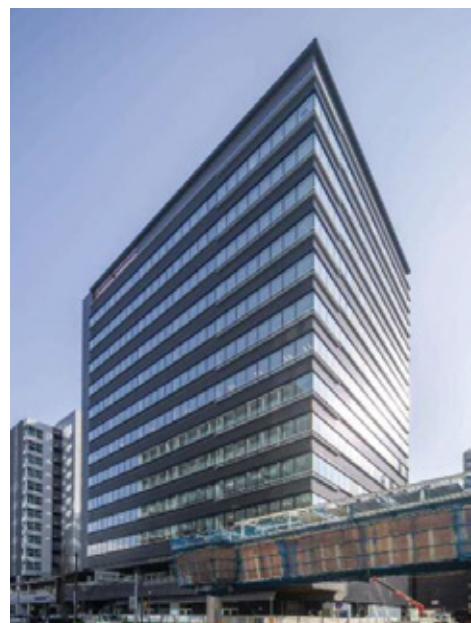
福岡市博多区博多駅前4丁目14番1号
博多深見パークビルディング 13階



採光性に優れた明るいオフィスですので、ご来訪いただいたお客様へより落ち着いた雰囲気で過ごしていただける事務所になっています!



移転先のビルは博多駅と2階のペデストリアンデッキ（歩行者デッキ）で直結しており、交通の便にも恵まれております。
ぜひお気軽にお立ち寄りください!



[電話・FAX番号は変更ありません]

税理士法人ゆびすい 福岡支店
電 話：092-471-0360
F A X：092-451-9077

指吸会計センター株式会社 福岡支店
電 話：092-471-0347
F A X：092-451-9077

社会保険労務士法人ゆびすい労務センター 福岡支店
電 話：092-483-2114
F A X：092-451-9077



【アクセス】
JR博多駅徒歩4分

